

# 夢見ヶ崎動物公園動物介在教育等ニーズ調査業務委託 特記仕様書

## 1 件名

夢見ヶ崎動物公園動物介在教育等ニーズ調査業務委託

## 2 履行場所

川崎市幸区南加瀬 1-2-1 夢見ヶ崎動物公園

## 3 履行期間

契約日～令和 7 年 3 月 21 日

## 4 業務目的

夢見ヶ崎動物公園基本計画の目指すべき将来像である「わくわく、ふれあい、みんなでつくる動物公園」の実現に向け、動物に五感でふれあう場を創出する。加えて、全国都市緑化かわさきフェア（以下、「フェア」という。）を契機とした、動物公園の柔軟な利活用及び動物公園の再整備の機運醸成に向け、動物介在教育のニーズの有無は動物公園におけるコレクションプランや管理運営方針等にも密接に関わることから、動物公園において動物を介在した教育機会を継続して提供することにより、子どもが他者への思いやりの心を育み、命に対する尊敬の念を持ち、身の回りの自然環境にも配慮ができるようになることのニーズの把握を目的とする。

## 5 業務内容

夢見ヶ崎動物公園において、動物介在教育の一連の運營業務を実施する。詳細は次のとおりである。

- (1) 履行期間内に 10 回実施することを標準とし、このうち土曜・日曜・祝日に 3 回程度実施する。  
詳細な実施日は受発注者間の協議により決定するが、7 月から 9 月までは猛暑日が想定されるため、かつ 12 月 29 日～1 月 3 日は年末年始期間のため実施しない。また、フェアの秋開催期間中（10 月 19 日～11 月 17 日）に、フェアのメイン会場への誘導やフェアの周知を行うことを目的として、プログラムを重点的に実施すること。一方で、その他の期間においても、プログラムを継続的に実施するよう努めること。
- (2) 開催時間は、10 時から 11 時 30 分、13 時 30 分から 15 時を標準とする。参加者数に応じて、適宜柔軟に対応すること。
- (3) プログラムに使用する動物種は、人の物理的接触に順応した次表の家畜相当種を標準とする。プログラム実施日当たりの使用する個体数についても次表を標準とする。詳細は受発注者間の協議により決定すること。

動物名（一般通称）	個体数
ポニー	2 頭
ヤギ、ヒツジ等の中家畜	数頭

- (4) 体験内容は、使用する動物種の特徴を活かすことのできるものとし、触れるだけのイベントで終わりとすることなく、動物への愛着や理解を深められるような教育的解説時間の確保に努めること。
- (5) 開催場所は、東側広場又は西側広場とする。詳細は受発注者間の協議により決定すること。

- (6) 動物公園の繁忙期又は閑散期のそれぞれに応じてプログラム内容を決定すること。
- (7) 発注者が行う体験者へのアンケート調査に協力すること。

## 6 留意事項

- (1) 檻、柵、係留道具等は受注者にて用意すること。
- (2) 動物の管理及び扱い方を把握し、コントロールできる適正な人員を配置すること。
- (3) 開催中は参加者を適切に指導し、安全対策を十分に図ること。
- (4) 開催中に発生した事故及び怪我については、受注者が責任をもって対処すること。
- (5) 来園者用の手指消毒薬を準備すること。
- (6) 使用動物の飼料は受注者にて用意すること。
- (7) 使用動物にストレスがかかりすぎないように、適宜休憩時間を設け、休ませること。また、その周知も行うこと。
- (8) 動物の衛生管理等について、保健所等に届出を行い指導を受け、特に子ども等が動物と安心してふれあいができる環境作りに配慮すること。
- (9) 開催中に発生したごみ及び動物の排泄物等は受注者が適切に処理すること。
- (10) 原則として雨天が見込まれる場合は中止とする。開催可否については前日までに受注者が判断するものとし、受発注者間の連絡調整及び来園者等への情報提供を確実に実施すること。
- (11) その他、業務実施にあたって仕様書の定めのない事項については受発注者間で協議し、決定すること。

## 個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

(趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第2条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規定の遵守)

第3条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

(秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第2章9(1)オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部(主要

な部分を除く。)であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

( 厳重な保管及び搬送)

第 1 3 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

( 情報資産の返還又は廃棄)

第 1 4 条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

( 入退室管理事項)

第 1 5 条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持ち込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

( 身分証明書の携帯等)

第 1 6 条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

( 事故発生時の報告義務)

第 1 7 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 この場合、受注者は、その事故発生理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

( 業務の報告又は検査等)

第 1 8 条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

( 教育の実施)

第 1 9 条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

第20条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第21条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報等の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害が発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

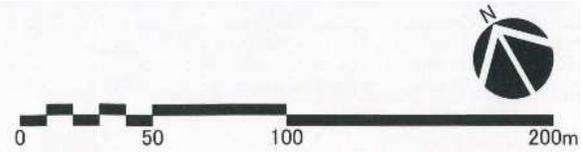
3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第22条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第23条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。



表示	名称
	都市計画区域
	地区界実測図境界線



夢見ヶ崎動物公園平面図